

斐川町商工会報

《発行》

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

TEL:0853-72-0674 FAX:0853-72-0765

URL:<http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/>

●3部会総会・講演会が開催されました

7月21日(木)、ホテル華満において、3部会(工業部会、商業サービス部会、観光部会)の総会が開催されました。各部会で令和3年度の事業報告と令和4年度の事業計画について審議され、それぞれ原案どおり可決承認されました。本年度の各部会の主な取り組みは次のとおりです。

工業部会

今年度は、2つの事業をメインに実施します。1つ目は、阿宮武部トンネル・新出雲エネルギーセンター見学。2つ目に、島根原子力発電所の見学や意見交換を行い、発電所の現状確認やこれからの取り組み等を確認いたします。

商業サービス部会

新型コロナウイルスの影響により、商業環境が目まぐるしく変化する中、事業者には新生活様式に対応した自社の持つ強みの情報発信や業務効率化といった事業展開が求められています。当部会では、他部会との連携も視野に入れながらIT活用等による業務効率化で各企業の事業継続及び地域の活性化を目指し、研修会等を開催していきます。

観光部会

新型コロナウイルスの影響により交流人口の減少が続くなか、島根県や出雲市では近年積極的に観光振興に取り組んでおり、当部会でも行政との連携を深めつつ観光客の誘客と満足度向上を目指し、昨年に続いて観光PR動画の撮影や斐川町のブランディングサイトの構築事業に取り組んでいきます。

また、昨年に引き続き出雲市内4経済団体で組織する「出雲市商工団体観光連携会議」にも参画し、各企業の安定経営に資するようウィズコロナ、アフターコロナを見据えた広域的な観光振興事業にも取り組みます。

講演会

講演会では、(株)TROK&CO.の代表、鶴岡建二氏を講師に迎え「5大SNSの特徴と使い分け・目的にあった利用をするために」と題してご講演をいただきました。

SNSの基本的な知識からはじまり、5大SNS(Instagram・Facebook・Twitter・LINE・YouTube)のそれぞれの特色や効果的なPRに向けた活用方法等について分かりやすく説明されました。



研修の様子は斐川町商工会のYouTubeアカウントにも動画をアップロードしておりますので当日参加できなかった方や研修内容をもう一度見たいという方は右記QRコードまたは下記URLよりご覧ください。



<https://www.youtube.com/watch?v=q8O3d2hcNb8&t=272s>

女性部コーナー

★女性部活動報告

6月27日(月)、斐川町商工会女性部次世代交流会 第1弾といたしまして、斐川町商工会館にて『フラワーアレンジメント教室』を開催いたしました。

金山シンギ先生をお迎えして、女性部に入会されて間もない部員さんや、女性部活動をご存じない皆様と役員とで交流をいたしました。参加者は17名でフラワーアレンジメントの後は、参加者の皆様の趣味や事業所PR、オススメや推しの情報交換、女性部活動について茶話会で盛り上がりました。参加者からのアンケートでは、「次回も参加してみたい!」と好評で、ヨガ・パン作り・お菓子作りがしてみたいと、ご要望もいただきました。また、茶話会では「知らない人との交流ができて良かった」との声も多数いただきました。



★出雲ブロック女性部研修大会

6月13日(月)斐川町「華満」にて令和4年度出雲ブロック商工会女性部研修大会が開催され、斐川町商工会女性部から20名が参加しました。研修会では「キャッシュレスをはじめよう」と題してドコモショップ出雲店の波部真緒様よりご講演いただきました。



★斐川町商工会員の皆様へ 女性部からのお知らせ

女性部では福祉活動として、社会福祉協議会の『フードバンク』活動に協力いたします。

依然として、コロナウイルスの影響が収まらず、緊急一時的に食品を必要とする方などに食品を寄贈いたします。

ご家庭や職場で余っている食品で賞味期限が3か月以降のもの(アルコール類を除く)の、寄付をお願いします。8月22日(月)から8月26日(金)までに、商工会へお持ちください。たくさんのご協力をお待ちしております!

※古切手を集めておられる方は、ぜひ商工会までお持ちください。



★今後の女性部活動について

- ・日帰り研修旅行 10月に開催予定。
- ・ふれあい交流会(フラワーアレンジメント) 12月に開催予定。
- ・次世代交流会 第2弾を9月、第3弾を来年2月に開催予定。

いずれも、興味がある方は事務局へご連絡ください。【担当:安達、加藤 72-0674】

●青年部活動報告

令和4年7月2日に津和野町の太鼓谷稲成神社にて開催された。

「令和4年度島根県商工会青年部研修大会」に参加いたしました。研修会では石見智翠館高校の竹迫校長に「経営の立て直し」についてご講演いただいたほか、青年部主張発表大会に出雲ブロックの代表として伊波野支部の松本敬一君が出演し、見事3位の成績を収めました。惜しくも優勝は逃しましたが、練習の跡がうかがえる素晴らしい発表でした。今後ともこういった研修をよき学びの機会ととらえ積極的に参加していく予定です。



●「出雲文化伝承館 食堂物販施設」の出店者募集

「出雲文化伝承館 食堂物販施設」に出店していただく事業者を募集しています。(写真は建物外観)

施設名 出雲文化伝承館 食堂物販施設

所在地 出雲市浜町517番地1

募集方法 公募提案方式

募集期限 令和4年10月14日(金)

※応募の条件など詳しくは、募集要項をご覧ください。

募集要項は、市ホームページ及び市役所文化スポーツ課でも配布しています。



【おたずね/申込み】 出雲市 文化スポーツ課 (出雲市今市町70) ☎21-6347

●「出雲のお店応援市民商品券発行事業」の指定店の募集について

出雲市ではコロナ禍における原油価格や物価の高騰で影響を受けている市民生活や事業活動を支援するため、経営に多大な影響を受けている店舗で利用できる商品券を全市民へ配付予定です。

既に指定店登録を済ませられた事業所もいらっしゃるかと思いますが、令和4年11月末まで指定店の募集をされますので、対象の店舗で未申請の方がいらっしゃいましたらぜひ指定店にご申請いただき、事業にご活用いただきますようお願いいたします。

【事業概要】 出雲市民を対象に3,000円/組の商品券を配付する。(500円×6枚で1組)
発行数は約175,000組(1名あたり1組)で9月から順次発送予定。

【利用期間】 令和4年10月1日～令和4年12月31日

【指定店要件】

① 市内に事業所(店舗)を有する中小企業者等であること

② 以下のいずれかに該当すること

- ア. 出雲市中小企業者等事業復活支援給付金の受給者
- イ. 出雲市中小企業者等事業継続支援給付金の受給者
- ウ. 出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業の指定店
- エ. 事業復活支援金の受給者
- オ. 島根県飲食店等事業継続特別給付金の受給者
- カ. 島根県中小企業等事業継続特別給付金の受給者
- キ. キャッシュレスポイント還元消費喚起事業の指定店

※以下の企業は応募できません。

- コンビニエンスストア
- スーパーマーケット
- ドラッグストア
- パチンコ店、マージャン店
- ゲームセンター
- 宗教団体、政治団体 など

【申込方法】

必要書類を下記宛先までご郵送いただくか、しまね電子申請サービス(出雲市)にてご申請ください。

宛先: 〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市 商工振興課(商品券事務局) 行

※「出雲のお店応援市民商品券 指定店登録申請書類 在中」とお書き添えください。

【必要書類】

- ・上記 ア・イ・ウ に該当される方 『出雲のお店応援市民商品券発行事業登録申請書』(以下申請書)
- ・上記 エ・オ・カ に該当される方 『申請書』+『各種給付金の給付決定通知書又は受給した通帳帳面』+『換金に利用する振込口座がわかるものの写し』(通帳表面の写し及び通帳を開いた1,2ページ目の写し)
- ・上記 キ に該当する方 『申請書』+『換金に利用する振込口座がわかるものの写し(通帳表面の写し及び通帳を開いた1,2ページ目の写し)』

※お問い合わせ先: 出雲のお店応援市民商品券事務局 Tel 0853-21-6219

なお、指定店要件の詳細や申請書のダウンロードは出雲市HPをご確認ください。

●「情報配送メール便」をご活用ください

会員のみなさまへの販売促進機会及び相互の情報交流の場を提供するため、「情報配送メール便」をご活用ください。これは、商工会報と一緒にチラシ・パンフレット(A4サイズ)を同封し、約600名の会員に発送するサービスです。新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、売上げが大きく減少している中で、会員のみなさまへの情報提供に活用してみませんか。

- 企業やお店のPR
- 各種イベントのご案内
- 新商品や新サービスの情報
- 忘新年会などの宴会プランのご案内 など。

料金は1回あたり10,000円(税込)ですが、新型コロナウイルス感染症による影響拡大を踏まえ、今年度は3,300円(税込)とします。

※印刷物の内容によってはお断りする場合があります。詳細については、商工会にお問い合わせください。

安心を明日につなぐ

県共済の 火災共済

- 加入手続きが簡単です。
- 万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
- 地域に密着した商工会等を通じて取り扱います。

◆総合火災共済の補償内容

- ◇火災 ◇落雷 ◇破裂または爆発 ◇風災・雪災
- ◇物体の落下・衝突 ◇騒じょう・労働争議
- ◇水ぬれ ◇盗難 ◇水災 ◇臨時費用
- ◇残存物取片づけ費用 ◇失火見舞費用
- ◇地震火災費用 ◇修理付帯費用
- ◇損害防止費用

◇お申し込み・お問い合わせ◇

島根県火災共済協同組合 ☎0852-21-0249
〒690-0886 松江市母衣町55-4

斐川町商工会 ☎0853-72-0674
〒699-0505 出雲市斐川町上庄原1749-3

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー
1,000円~10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円~10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店
5%以上割引

ツアー2,000円割引
隠岐汽船1,000円割引

ドラレコ購入(5年に1度)
ETC装着・セットアップ
各2,000円補助

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

「2,100事業所・29,500人をサポート中」まずはお電話ください! 斐川町商工会 ☎(0853-72-0674)

加入のお申し込みは、斐川町商工会(☎0853-72-0674)までお願いします!

●「斐川町商工会情報メール」の登録について（依頼）

斐川町商工会では、会員の皆様に定例の情報提供はもとより、支援策を始めとした経営情報等の迅速な提供ツールとして「斐川町商工会情報メール」を運用しております。
まだ登録されていない方は下記メールアドレス、右記 QR コードよりご登録ください。

<https://mail.os7.biz/add/CTdr>

ご不明な点は商工会へお問い合わせください。（電話 72-0674）



●商工貯蓄共済の推進にご協力をお願いします！

令和3年度もご協力いただきありがとうございました。

令和4年度は、8月に加入推進を行う予定になっております。職員一丸となって、皆様のところへ伺いますので、新規・更新のご加入をご検討下さい。

また、この機会に従業員の方にも、お得な共済制度としてご紹介、ご加入のお勧めいただきますよう、よろしくお願い致します。

新規加入・無料の保険相談・保険説明等は随時受け付けておりますので、ぜひ商工会までご連絡ください。



●小規模事業者持続化補助金（第9回公募について）

この補助金は小規模事業者が取り組む販路開拓やそれとともに生産性向上の取組を支援するものです。

- 補助対象者：小規模事業者（業種ごとに常時使用する従業員数により判定。例：小売業⇒5人以下）
- 補助金上限額：50万円 ※追加要件により最大200万円まで拡充
- 補助対象経費：機械設備購入費、外注費、広報費、開発費、ウェブサイト関連費など
- 補助率：2/3（追加要件により最大3/4）
- 直近公募締切：令和4年9月20日（火） ※なお、申請の際には事業計画の作成が必要です。

取組事例：飲食業⇒真空包装器導入によるテイクアウト・お取り寄せ商品の開発
：製造業⇒生産体制見直しによる外注の内製化とECサイトでの販売強化

●インボイス登録申請 および 研修セミナーの開催について

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

現在、免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認してみましょう

- ・課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、皆様それぞれが交付するインボイスが必要です
- ・課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- ・消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ・登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
 - ・登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
- なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
- ・必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなどご検討しましょう
- また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあります

申請期限は令和5年3月31日です！

なお、斐川町商工会ではインボイスに関するセミナーを令和4年9月14日（水）に開催いたします。この機会にぜひ参加いただき、インボイス制度への理解を深めていただければ幸いです。

※開催場所や日時等のセミナーの詳細は同封のチラシをご覧ください。

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入]
上限 20万円

主な要件

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和4年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

〈対象〉18才までの子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
〈対象〉3才以上 小学6年生以下の子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。



対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者
50人未満の事業所

20万円/人 **10**万円/人

主な要件

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上
17か月未満

育児休業3か月未満
または産休のみ

40万円/人 **20**万円/人 **10**万円/人

主な要件

・産前産後休業または育児休業を取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に
今後も取り組むこと

※申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください